

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 建築士法施行細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

建築指導課

【選挙管理委員会】

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
〃
〃

建築指導課

【告示】

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

指導監査室

○ 指定居宅サービス事業者等の指定の取消し

〃

○ 指定居宅サービス事業者の指定の取消し

〃

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

〃

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

〃

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

○ 落札者等の決定

デジタル推進課

○ 公共測量の実施

監理課

【公告】

○ 落札者等の決定

デジタル推進課

○ 公共測量の実施

監理課

◎岡山県規則第五十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「様式第一号による免許申請書（以下「免許申請書」という。）を「申請書」に、「免許申請書に」を「当該申請書に」に改め、同項第四号中「様式第一号の二による」及び「様式第一号の三による」を削り、「実務経歴書の」を「当該書類の」に改め、同条第二項及び第三項中「免許申請書」を「申請書」に改める。

第三条中「免許申請書」を「申請書」に、「様式第二号」を「別記様式」に改める。

第六条第一項中「免許証再交付申請書」を「申請書」に改める。

第七条第三項中「免許取消申請書」を「申請書」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条中「様式第二号」を「別記様式」に改める。

第二十二条中「岡山県公報で告示すること」を「インターネットの利用その他の方法」に改める。

第二十五条の見出し中「公告」を「公示」に改め、同条中「岡山県公報で公告」を「インターネットの利用その他の方法によつて公示」に改める。

第三十七条中「岡山県公報に掲載すること」を「インターネットの利用その他の方法」に改め、本則に次の一条を加える。

（その他）

第三十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第一号の三までを削り、様式第二号を別記様式とし、様式第三号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

◎岡山県告示第五百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

やすらぎハウス

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西二丁目一二の八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社やすらぎハウス

2 所在地

岡山県岡山市東区目黒町六六九番地

三 指定年月日

令和三年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一五〇三

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

◎岡山県告示第五百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第百十五条の九第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アーバ

2 所在地

津山市林田一六九一―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人菜花の里

2 所在地

津山市林田一六九五―三

三 取消年月日

令和三年九月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇一七四

五 サービスの種類

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

◎岡山県告示第五百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第百十五条の九第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アーバ訪問看護ステーション

2 所在地

津山市津山口七五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人菜花の里

2 所在地

津山市林田一六九五―三

三 取消年月日

令和三年九月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三六〇三九〇〇五二

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

◎岡山県告示第五百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アーバディサービスセンター雲母

2 所在地

津山市津山口七五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人菜花の里

2 所在地

津山市林田一六九五―三

三 取消年月日

令和三年九月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇六一二

五 サービスの種類

通所介護

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

◎岡山県告示第五百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アーバデイサービスセンター鏡野

2 所在地

苫田郡鏡野町瀬戸三二六―二―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人菜花の里

2 所在地

津山市林田一六九五―三

三 取消年月日

令和三年十月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇二七五

五 サービスの種類

通所介護

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

◎岡山県告示第五百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

キープきずなヘルパーステーション

2 所在地

総社市中央二丁目五番一一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

NPO法人キープきずな

2 主たる事務所の所在地

総社市中央二丁目五番一一五

三 指定年月日

令和三年十月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇五五六

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第五百十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和三年九月二十一日次のとおり指定した。
令和三年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
赤木 滋	腎臓	高梁中央病院	高梁市南町五三

◎岡山県告示第五百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

そよかぜ訪問看護ステーション

津山市中原三八五―一

訪問看護（更生医療・腎臓）

令和三年十月一日

◎岡山県告示第五百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
赤磐医師会病院	赤磐市下市一八七〇一	腎臓	令和三年十月一日
くすりのラブ薬局二階町店	津山市二階町三	調剤	令和三年十月一日
くすりのラブ薬局津山東店	津山市押入一三三六一一六	調剤	令和三年十月一日
すさい薬局	赤磐市周匝七二八一四	調剤	令和三年十月一日

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

〔四〇七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名及び数量

岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務 一式

二 契約期間

令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和三年九月十日

五 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社岡山支店

岡山市北区中山下二丁目一番九十号

六 落札金額

一月当たり五、九七七、六二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五四三、四二〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和三年七月三十日

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

〔四〇八〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達物品の名称及び数量

岡山県救急医療情報システムに関する役務提供業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県保健福祉部医療推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和三年三月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 落札金額

一六四、九八〇、二〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一四、九九八、二〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 入札公告日

令和三年二月五日

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

〔四〇九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県北區小山から同區福崎地内	測量区域
三次元点群測量（UAVレザ計測）	測量の種類
令和三年九月十七日から令和四年一月三十一日まで	測量期間

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

〔四一〇〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

湯原ダム周辺地区	測量区域
公共測量（空中写真測量、数値地形図作成）	測量の種類
令和三年九月二十一日から令和四年二月二十八日まで	測量期間

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

〔四一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

内	玉野市玉三丁目地	測量区域
量)	公共測量（街区多角点復旧測	測量の種類
月二十九日まで	令和三年九月十日から同年十	測量期間

令和3年10月1日 岡山県公報 第12332号

〔四一三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後八九一三、字山本二八一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町西原一三六六一一 ジャルダンII二〇一

守屋 佳樹

守屋 夏弓

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月十三日岡山県指令建指第一三五号

◎岡山県選管告示第五十九号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年十月一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中「総合病院玉野市立玉野市民病院」を「地方独立行政法人玉野医療センター玉野市民病院」に改める。